

令和4年色麻町議会定例会7月会議録(第1号)

令和4年7月13日(水曜日)午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
子育て支援室長	今野健君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
教育長	半田宏史君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山崎長寿君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	大泉信也君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会議日程の決定
 - 日程第3 議案第46号 除雪車の購入について
 - 日程第4 議案第47号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会議日程の決定
 - 日程第3 議案第46号 除雪車の購入について
 - 日程第4 議案第47号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）
-

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。本議会はクールビズ対応のため、7月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。また、コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、7月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

町より提案された会議事件は、議案第46号及び議案第47号の2案件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番相原和洋議員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。7月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、7月会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第46号 除雪車の購入について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第46号除雪車の購入についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第46号除雪車の購入について、提案理由を申し上げます。

現在の除雪体制は、町所有の除雪ダンプ3台、除雪ドーザ5台、小型除雪ドーザ2台の直営と業者及び地区の協力者、そしてリース会社の機械借上げにおいて、町道及び歩道等の除雪作業251路線、176.5キロメートルを実施しておりますが、近年、積雪量が異常なほど多くなり、現在保有している除雪機械では道路を拡幅する際、限度があることから、これに堪え得る十分な耐久性、信頼性を備えた除雪車を選定し、町道等の道路交通の安全確保及び町民の生活環境を守るため、購入するものであります。

除雪車の明細につきましては、審議資料で御説明申し上げますので、御参照願います。

除雪機械の名称は、除雪ドーザ1台、6トン級車輪式であります。今回の導入目的でもあります追加装備の除雪用スノーブロワーの構造ですが、全幅1.9メートル以上、切断高80センチ以上で、雪をかき上げ飛ばす装置で、最大距離は12.2メートルまで飛ばすことができます。

次に、追加装備、除雪用マルチプラウの構造ですが、除雪幅は2.6メートル以上で、高さは60センチ以上で、左右アングル角度が前後各30度動き、ブレードを可変させながら作業できるものであります。

附属装置及び附属品の主なものは、エアコン、標準附属工具、タイヤチェーン、1立米のバケット等でございます。

車両は、国土交通省建設機械塗装基準による塗装を行い、黄色回転灯を設置いたします。

また、車種の選定に当たっては、6トン級で除雪用スノーブロワーが装備できるタイプとなると、日本キャタピラー合同会社のみとなり、購入先が特定されることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質、目的が競争入札に適しないため随意契約とし、去る6月27日に日本キャタピラー合同会社古川営業所より見積

りを徴したところ、消費税を含み1,317万8,000円という結果でございます。

納期につきましては、車両本体が受注生産であり、半導体不足も懸念されることから、令和5年3月31日までを予定しております。

以上、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしくお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） おはようございます。簡単に御質問させていただきます。

今回、随意契約、購入金額1,317万8,000円という金額が単純にここに出ております。このブル及びオプションというのか、追加してるブロー環境含めての金額だと思われませんが、これの内訳が多分あると思われまます。まず、それをお示しいただきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

価格の内訳でございますが、本体が909万7,000円、除雪用スノーブロワーが125万4,000円、除雪用マルチプラウが227万7,000円、あと、指定色塗装で49万5,000円、その他装備品で5万5,000円で、合計、消費税込みで1,317万8,000円です。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 内訳については分かりました。ただし、この時期に、この冬の除雪機具を購入する根拠、また、このブロワーを今回新たに入れられた成果、効果をどのように考えているのかを改めて御質問をしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の、今の時期の根拠でございますが、半導体不足もあるということですので、早めの発注にいたしたいなと思ひまして、今回実施しました。あと、今回のこのブロワーの関係ですけど、年々積雪が多くなることによって、押土板で除雪した際、どうしても雪が車道側に戻り、道路幅が狭くなったりしたり、あと、住宅街にたまった雪の搬出にも除雪用ブロワーで雪を飛ばし、道路幅の確保、雪の搬出にも使用できますので選定いたしました。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,957万8,000円を追加し、予算総額を44億9,163万8,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。議案書8ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、第2項国庫補助金において、認定こども園施設整備交付金208万4,000円、保育所等整備交付金520万6,000円、子ども・子育て支援施設整備交付金26万9,000円、合計で755万9,000円の増となっております。

第16款県支出金は、第2項県補助金において、子ども・子育て支援整備事業費補助金26万9,000円の増、農業次世代人材投資事業補助金300万円の減、経営発展支援事業補助金375万円の増で、差引き101万9,000円の増となっております。

第19款繰入金は、財政調整基金を1,100万円増額し、本年度の予算上の繰入額を2億7,300万円といたしました。

次に、歳出の説明を行います。議案書9ページを御覧ください。

第2款総務費は、第1項総務管理費において、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット購入のための医薬材料費20万円の増。

第3款民生費は、第2項児童福祉費において、認定こども園施設整備事業補助金1,093万5,000円、病児・病後児保育施設整備事業補助金80万9,000円、認定こども園開園円滑化事業補助金670万円、合計で1,844万4,000円の増となっております。

第6款農林水産業費は、第1項農業費において、農業次世代人材投資資金補助金300万円の減、経営発展支援事業補助金375万円の増、地域おこし協力隊費において、当初予算で軽トラックのレンタル費用を計上していましたが、購入のほうが効率的だということで、購入に切り替えるための組替えを行い15万6,000円の増、合わせまして90万

6,000円の増となっております。

10ページになります。

第7款商工費、それから第10款教育費は、当初予算で計上したLED照明の導入について、委託料から借り上げ料に組替えを行うものであります。

第14款予備費は2万8,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、5ページにお戻りください。

第2表債務負担行為でございますが、追加事項といたしまして、認定こども園開園円滑化事業補助金、令和4年度から令和5年度の期間、限度額2,100万円、農業災害対策資金利子補給、令和4年度から令和11年度の期間、令和4年度において農業協同組合、銀行等が農業者に対し農業災害対策資金として貸し出した場合、当該金融機関に対し年利1.25%の範囲内で利子補給を行うもの、平沢交流センターLED照明及び町民体育館LED照明については、先ほど申しましたが、当初予算にて導入業務の委託料として設定しておりましたが、今回借り上げ料に変更するためのもので、制度上、変更という形式ではなく、追加と廃止という形式で提案をいたしております。期間、限度額は記載のとおりで、当初予算と同様でございます。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げますが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜わり御可決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回、予算審議の内容について、総括で質問させていただきます。

個別の予算審議に対しては、これからいろいろ議員各位から質疑があると思われまじけども、その前に、今回の補正予算の原案に対して、明らかに議会軽視に捉えかねない内容の議案等もありますので、その点も含め御質問をいたします。

内容については、去る6月28日の議員全員協議会で、認定こども園設置運営についての整備計画の変更、定員変更等について、また、職員の引継ぎ関係について説明をいただいております。そこで、令和3年度に事業者がこれを、選定をプロポによって選考委員会で70点以上の点数をつけ、決定なされた内容だと思われまじ。進めているものだと思っておりましたが、今回、施設整備についての変更の申込みが業者さんよりあったという旨をいただき、その内容を町は承諾をし、国に対する交付金の申請をして、去る6月10日に内示をいただいたという説明がありました。その間、議会に対しては、変更について一切の内容及び理由についての説明もなく、本日の議案審議に至っている現状でございます。

そこで、このこと自体を議会軽視ではないのかと、議案に入る前に申しおきたい。変

更について、なぜ今まで議会に一言も申し添えもなく進められたのか。また、プロポの選定委員の方々が当初決められた内容が変更になってますので、その内容はプロポの選定委員の方々、外部の方も含め御理解している内容なのか、そういった部分を御質問しておきたいなと思います。

今回の議案が議会軽視ではないというのであれば、その理由も併せて御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結論から申し上げさせてもらえば、決して議会の軽視ということではございません。私も議会に長らく席を置いた者ですので、議会の皆さんに対する配慮を全く無視してやっているわけではございません。

ただ、このプロポといえども、現状の状況で若干の微調整は必要だというふうに思っています。ですので、その微調整について、最終的には協議会のほうで説明を申し上げましたんですけれども、大事なのは子供1人当たりの、いわゆる所有面積幾らという、その面積は必ず確保しなければなりません。それから、今言ったような建物の、いわゆる微調整だと思っているんですけれども、肝腎なところは、そういうところは、これは譲れないわけですから、それはそのとおりでありますけれども、例えばちょっと床を上げたとか、2階を、下を上げたとかという、そういう微調整ですので、これは決して議会を無視をして勝手にやったという捉え方されるとちょっと困るんですけれども、これは町としての判断の範囲内だというふうに思っておりますので、議会を軽視したということではございません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長から、微調整だから議会に説明をそこまでする必要はないというような御判断の上の答弁だったのかなと思われま。詳細について、これ以上入っていくと個別質疑になりますので、あえてそれは款項目でまたしっかりと審議、質疑をさせていただきたい。

ただ、去る11、12、おととい、昨日、保護者に対する説明会があったと思われま。このことにおいても、書面ここにあるんですけれども、合同保育について実施しますという文言になっております。見方によっては、議会にこれからかける前に、もう決まったかと言わんばかりの文言になってると。このあたりを含めながら、これも議会軽視ではないのかと。

議会というものを町長はどのように捉えてるか私は分かりかねるんで、その点も含め、議会軽視ではないというのであれば、明確にその点を御説明いただいて、お願いしたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 事前の説明会っちゅうのは、当然これはやらなくちゃならないと思っています。そのことで合同保育そのものを、言ってみれば話をするのが、これは議会軽視だということですね。合同保育ということについては相談も何もないよというこ

とを言われてるんでしょうけれども、合同保育そのものについては、例えばこの前の協議会でも話をしたけれども、今回この内容等にも入っておりますが、町としてはやっぱり慎重にこれは捉えていかなくちやなりません。そして、何よりも大事なものは、子供たちに、今まで官でやっていたものを今度は民のほうに移すわけですので、これを官から民へスムーズに移行させたいと。これは町の責任だということで、それから父兄の皆さんに対しても同じ、そういう思いで、町としては不安なくスムーズに移行をしたいということでの説明会でございますので、それを議会軽視と言われてはちょっと困るんですけども、要するに予算もないのに、あれでしょう、予算もないのに合同保育やれんのかということ言ってるんでしょう。そういうことでしょう、多分。ですから、それは予算を今回お願いして、そういうことでやってるわけですから。

- 議長（中山 哲君） 町長、質問の趣旨を理解した上で答弁をお願いいたします。
- 町長（早坂利悦君） だから、そういうことを言ってるんじゃないかと思ってるんですよ。違う。んで、もう一回。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 数少ない質疑の回数ですから、よく聞いて御理解いただきたいと思われま。

おとといと昨日、説明会をなされた。その中の内容に引継ぎ事項の文言があった。町長はどういう答弁をなされて、説明をなされたか分かりません。ただ文言には、今年の10月から1年6か月の間、合同保育をすることで実施いたしますという書面が載っていて、保護者の方はもうこれで進むもんなんだねということで、もういってるという話になってます。

話し手側と聞き手側では違います。ただ、この議案については、今回初めて私どもに提案されてる内容です。その内容より先に保護者の方がそのように捉えてということは、議会軽視ではないのかということをおっしゃっています。それが違うというのであれば、明確に具体的かつ詳細に分かりやすく説明をしていただきたいなということをおっしゃるので、再度答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） なかなか私としては、議会、別に軽視というふうには捉えていないんですけども、当然、さっき言ったように、御父兄の皆さんにはスムーズに町の考えを伝えなくちゃならないという思いでの説明会ですよね。ですから、そのことがちょっと私の捉え方と違うんでしょけれども、そのことで議会軽視をして先走っているとは思ってなくて、当然そういう考えですよと、町としてはこのような考えでいきますよということをおっしゃると、こういうことなんです。それを議会軽視って言われても、私も何ともこれは、そういう気持ちでやっているわけではないということだけを申し添えます。
- 議長（中山 哲君） ほかにありませんか。12番福田 弘議員。
- 12番（福田 弘君） 私も今、相原議員と町長の質疑を聞いて、ちょっと首をかしげる

点が2点ほどありましたんで、お伺いしておきたいと思います。

今回の施設整備の面積の変更ですけれども、先ほど町長の答弁の中で、微調整だから許されるという答弁がありました。面積的に計算してみますと、14.数%の面積の減というふうに捉えることができます。そうした場合、執行部で考えている微調整というその概念ですけれども、今後いろんな議案審議出てくると思いますけれども、皆、微調整の範囲だからいいんだべという答弁では、やはりなかなか理解できないところがあると思います。やはり14.数%の減ということになりますと、相当大きな面積の減だと思います。

やはり先ほど相原議員も質問しましたけれども、やはり今回プロポーザルという方式で外部委員7名、そして役場内の委員6名という形で、総合評価の点数をつけて、その評価をして、社会福祉法人みらいさんを選定したと思います。

ただ今回、その14.数%の減ということになると、当初の企画提案から相当かけ離れた減少というふうに私は捉えますけれども、その辺を微調整という概念をもう一度御説明をお願いをしたいと思います。

あとそれから、先ほど相原議員、先日の保護者の説明会の件で質問されましたけれども、やはり私もその説明資料見て、ちょっと首をかしげるところがありました。町長は共同保育、合同保育の実施そのものをするんだよということを保護者に説明したという答弁ですけれども、その説明資料を見ますと、令和4年10月から令和5年3月31日まで1年6か月間実施するというふうに明記されております。そうしますと、先ほど相原議員も言いましたけれども、やはり今回提案されている補助金の議決前に、この期間も明記して説明しなければいけなかったのかというのが多分、相原議員の質問の趣旨だと思います。合同保育そのものを否定しているものではないと思うんですけれども、そこをですね、期日を明記して、それが多分、議会軽視だというふうに捉えたと思いますし、私もそう捉えましたけれども、その点について再度改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 微調整の概念は別にありません。別にこっからこの程度は微調整、こっからこの点は大幅な変更とかって、そういうことはございませんが、さっき言ったとおり、この施設で大事なものは、ここも、例えば何歳児であれば、どの程度の広さの部屋とか、そういうことが大事なことであって、例えば屋根が小さいとか大きいとかね、例えばですよ、そういうことであったり、結果的には十何%減ったかもしれませんが、これもどうしても現状の状況からいきますと、全てのものが予定どおりやれるというのは大変厳しいということも事実なんですよ、これは。

そういうことも踏まえながら、大事なところは、これは動かせない。ただし、今言った若干のスペースについての余裕は、少しぐらいは縮めても何ら支障がないという程度の判断で、私としてみれば、その程度の調整だというふうに捉えております。

それから、町としての考えを説明会で述べさせていただきました。このようにやりたいと思っておりますということを申し上げました。それは議会の皆さんにもそういうふう

に理解してもらいたいというふうに思って、今回提案をいたしております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長から微調整の概念はないと。ただ、この程度であればいいだろうということで、その協議に応じたというふうな答弁がございました。

そうしますと、やはりその必要最小限の面積というのは、当然これまでも何か所か保育所なり認定こども園、運営なさっている事業者でございますんで、今回プロポーザルを実施する際、やはりそういう面積とか、例えば一時預かり室とかの有無とか必要性とか、仕様書には一切書いておりませんでしたけれども、その辺をやはりプロポの参加申込みする時点であらかじめ町のほうに質問事項ということで投げかけて、その回答を得て、この程度であればということで多分町のほうでも回答すると思うんですけれども、そうしますと、やはり今回、設計変更したような面積の企画提案が出てきたという可能性もあると思うんですよね。

先日の全員協議会で私も質問しましたけれども、今回の事業者さんからは1点も質問事項がなかったと。ただ、質問事項がなくて、この場にきて面積を縮める、あと、一時預かり室をなくす。あと先日、2番議員からもありましたけれども、遊戯室を半分にするとか、そういうことになると、なかなか大変な面もありますけれども、その辺ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 福田議員、絞った中で総括的な質疑をしてください。答弁は。

（「総括で認められれば答弁しなきゃねんだけどさ、こういう質問、総括で認めるのか」の声あり）だから、これからあいつを、総括的に質疑をしてくださいっつうこと、注意しました。だから、その今、質問された分については答弁をしてください。質疑された分については答弁してください。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

プロポーザルのときに業者のほうから質問というのはございませんでした。ただ、今回の変更についてでございますけれども、そちらにつきましては3月25日付で法人のほうから変更の同意依頼ということでございましたので、それをこちらのほうで協議をしまして、やむを得ないというふうに判断をして、決定をしたところで。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書8ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回、国庫補助金で認定こども園施設整備交付金、そして保育所

等整備交付金合わせて720万円ほどの予算が計上されております。その補助事業ですけれども、今回のこの補助金は、今後の施設整備建設に向けた設計費の補助金というふうに捉えていいものか。あるいは、今後の施設整備を含めた補助金の内示というふうに捉えていいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 今回のこの交付金でございますけれども、設計費を含めた、工事費も含めた補助金というふうになります。設計費を除いたとかではなくて、設計費、それから工事費等々も全部含めた補助金というふうになります。（「建設費」の声あり）建設費も入っております。設計費も建設費も、全ての事業の施設整備にかかる費用全てがこの補助金の対象になっております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、室長のほうから、設計と建設を含めた補助金という答弁がありましたけれども、今年度で実施するのは施設の設計程度かなというふうに理解をしたんですけれども、建設も含めた補助金の内示と。そうしますと、令和4年度で何か法人さんがこの施設整備のために工事をする事業といたしますか、この補助金に含まれている事業というのは、どういう事業があるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今回この補助事業でございますけれども、建設費を含めたことになります。今年度分については、今年度の工事進捗率に合わせた交付金というふうになります。この国の交付金でございますけれども、今年度、来年度、全体の施設整備に係る進捗率に応じての交付というふうになりますので、今年度3%分の工事費、工事の進捗率ですね、工事の進捗率に合わせたの交付というふうになりますので、よろしく願いいたします。

それで、今回のこの建設費、工事費の内訳でございますけれども、実施設計費、それから建設工事費、外構工事も含んでおりますという形で、外構工事関係については補助対象外となりますので、あくまでも建設に関わる部分、実施設計と建設工事、外構を含む建設工事というふうになります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回は設計費、あと外構費、あともう一点あったようですけれども、そうしますと補助金の交付申請もして、内示を受けているということですが、この補助金の総額は幾らで内示を受けたものかどうかですね、この認定こども園、2つありますけれども、おのおの総額幾らで内示を受けて、今年度はこの分、この額だというふうに示されたものかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、認定こども園の施設整備交付金でございますが、総額で1億3,895万7,000円、これの2分の1が交付対象になってきます。その3%が今回、208万4,000

円になります。

それから、保育所等整備交付金でございます。こちらにつきましては3億4,709万2,000円、これの2分の1が補助対象になってまいりますので、その2分の1の3%分、今年度分が502万6,000円というふうになります。それから。（「520万円」の声あり）失礼いたしました。520万6,000円ですね。

それからもう一つ、子ども・子育て支援施設整備交付金、こちらについては病児・病後児の施設整備費になってまいります。こちらが2,996万9,950円の、国が10分の3というふうになりますので、そのうちの3%分、26万9,000円が今年度というふうになります。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

9ページ、歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第2項児童福祉費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほどは総括でしか聞けない部分、再度、詳細についてお尋ねをしたいと思っておりますので、また聞きたいことが多々あります。ゆっくりと話しますので、町長、メモを取っていただきたいなと思っております。

まず初めに、当初、施設整備計画が2階建て、面積が1,979.0平方から、今回、1階建て、1,697.48平米と縮小しております。先ほど微調整だと町長言われてます。それについて概念はない方ですから、それを議会に対してどう示し、内容的に講じ、担保できたのかをお尋ねしておきたい。

また、当初の遊戯施設の面積が270平米から、今回半分近く減って120平米に変更したり、3歳児、4歳児、5歳児ゾーンが室面積が378平米から348.9平米ですか、変更なっている部分、事前より業者のほうから変更依頼が来て、町はそれを承認していると。

通常、変更という言葉は、英語でモア・ベター・チェンジ、よりよいものになるという意味になりますよ、町長。その点をどのように取って、今回提案なされたのか。その内容を具体的かつ詳細に私に分かりやすく、よりよいものになったことをお示しいただくことをお願いしたい。

また、今回の面積縮小で、一時預かり所、先ほど12番議員も言っておりました。なくなってるわけです、2階から1階建て。この点を、この事業として当初の企画提案であったプロボで検討委員会がどのように判断なされたか分かりませんが、今回の事業者からの提案を、よりよい内容と判断した理由の根拠は何か。

また今回、補助金関係で開園円滑事業化として引継ぎ内容に、派遣費用として今年度670万円、また令和5年度1,430万円、この先にある債務負担行為になりますけども、約2,100万円を計上してくるような形になります。その派遣費用について、今回の派遣人数は何名なのか。また、1人当たりの月の費用は幾らなのか。その費用の中身の性質は

何なのか。また、どういった方が派遣されるのか。費用について、当初の企画提案の中には含まれていなかったのか。また、引き継ぐために1年半かかる根拠は何なのかをまずお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、2階から1階に縮小されたということでございますけれども、こちらにつきましては、まず。（「ゆっくりと答弁を願います」の声あり）すみません。まずもって、縮小したということの理由でございますが、県との協議をさせていただいてる中でも、2階で子育て支援室ですね、ございましたけれども、こちらの2階で保育をする可能性があるのであれば、まずもって耐火構造にする必要があるだろうということでございます。

それから、今回ロシアによるウクライナ侵攻の予期せぬ事態で世界的に建築資材、それから設備等が高騰しているというような状況、それらの影響から、提案した施設整備計画をそのまま実施するというふうになりますと、事業者においても大幅な資金計画の見直しが必要であるということも踏まえまして、今回の2階建てから平屋建ての変更はやむを得ないというふうに判断したところで。

よりよいものということでございましたけれども、遊戯室、それから3歳から5歳児の変更につきましては、面積については法定面積を確保しておりますし、その内容的には、施設の広さというよりは、内容的に法人のほうでいろいろと工夫をしながら教育、保育をしていくというふうに考えておりますので、問題はないかなというふうに考えております。

それから、一時預かり保育室でございますけれども、こちらにつきましては、現在の清水保育所で一時預かりをやっておりますけれども、こちらの状況を見ますと、人数が3名ほど程度になっております。そうしますと、一時預かり室でぽつんと人がいるという形になれば、子供たちもさみしい思いもされてくることになります。先生と一対一とか、そんな感じになってまいります。それよりも各年齢に合わせた教室、みんなという教室のほうがいいだろうということで、この一時預かり室のほうはなくしたということでございます。

それから、円滑化事業補助金でございます。こちらの補助金、法人のほうから派遣をしていただくというふうな形になりますが、派遣の人数については4名を予定しております。月額でございます。月額については、お一人目が27万5,000円、それからお二人目が26万5,000円、3人目が21万円、4人目が21万円、それに月額に賞与もございまして、賞与も入ってくるというような形になります。

それから、当初でございますけれども、当初この円滑化事業補助金につきましては見込んでおりませんでしたけれども、最初から事業展開として公表して、この事業補助金を出しますよという市町村もございまして、我々としてはこつこつと少しずつ前に進めていこうということで、事業者と協議をしながら進めていこうということで、当初には入

れておりませんでした。

今回、協議をしながら進めた中で、町にとって一番どうだろう、いいだろうということで、この補助金を活用しながら派遣をしていただくというような形にさせていただいております。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長、1年半かかる根拠は何だと。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 大変失礼いたしました。

1年6か月の根拠でございますけれども、来年、令和5年の10月には保護者へ、法人が運営する新たな認定こども園につきまして、行事や特色などの具体的な内容の説明を行いながら園児を募集することになります。そのため、法人にはその頃までに具体的な色麻町の認定こども園における教育、保育の方針を定めて、開園に向けて準備をしてもらう必要がございます。

また、保育士等の入れ替わりによる園児への影響、これを最小限にすることだったり、実際の教育、保育を一緒に行うことで、細やかなところまで引継ぎを行うこともできますし、新たな気づきもありまして、相乗効果が生まれて、保育の質も向上するのではないかという期待もございます。

派遣された職員の子供たちへの関わりにつきましては、今年度、令和5年3月までの半年間、こちらは本町の教育、保育の実態について、幼稚園、保育所にて活動状況等の把握をしてもらいつつ、現在、幼稚園、保育所を利用している子供たちも派遣された職員に慣れる期間としたいというふうに思っております。

それから、来年度、令和5年の4月から令和6年3月までの1年間につきましては、調整が必要ではございますけれども、実際にクラスの担任として子供たちの教育、保育に携わって、令和6年の4月以降の認定こども園における基礎づくりというふうに考えてございます。

幼稚園、両保育所でクラス担任をすることによって、認定こども園移行後もクラス担任として園児を迎えることが可能でございますし、子供たちの混乱も最小限に抑えられ、保護者も子供たちのことを分かっている職員が継続して関わることに安心感が得られるというふうに考えましたので、この期間というふうに設定をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 室長、もう少しゆっくりしゃべってください。

今、答弁をいただきました。

まず初めに、面積の減少、約15%、12番議員も言っていました、減少してます。町長は微調整、室長のほうは、法定面積が確保してるから問題ないと。しからば、最初からプロポという部分を考えて際に、その提案の仕方というのは何だったのかが疑問視されま

す。また今回、一時預かりがなくなっても、みんなと一緒にいたほうがいいという話みたい

です。提案内容を見ますと、初めての場所で安心できるように配慮したい。今、多様化の子供さん方いっぱいいますんでね、やっぱ区分をして、最初に提案されたのを私ど

もはよいと思って可決してますんで。

当初、整備内容について、やっぱり2階が1階になって、耐火構造に問題があるというお話でしたけども、提案時それをどのようにプロポで取って、今回の事業に活かしたのか、甚だ分かりかねるんですが、その点を再度また聞いておきたいなど。もともとあったと思います。

あと、ウクライナ抗争については今日、昨日の話ではございませんので、そういった部分が理由になるのかということ、ちょっと疑問視があるんですが、どうなんでしょうか。その点を再度、町としてどのように捉えて今回に至ったのかを、この事業の中で質問をしておきたいなどと思います。

変更について、内容については明記されて、それをもっと分かりやすく明記していただきたいと思いますが、その点がどうだったのか。

また、園設置に対する覚書というのを頂いております。この中の3条の部分を見ますと、企画提案内容の遵守という言葉がございます。今回この言葉に掛け合わせ、整合性を見た際に、どの部分がどのように整合性が取られてるのか、少し分かりにくいものですから、私。数字と合わせ、詳細に具体的に御説明をいただきたいと再度思います。

また、引継ぎについて4人来る。1人、27万円、26万円、21万円、21万円、これに賞与が入る。平均にならずと1人29万円近い数字になるのではないかなと思われま。費用について答弁もらってなかったんですけど、これ人件費でいいのかどうか、純然たる、その点も再度確認をしておきたいなどと思います。

あと、1年半かかる根拠について、先ほどいただきましたが、引継ぎ計画等はもちろん出されていらっしゃると思いますんで、どのような計画書になっているのかをお尋ねをしておきたいなど。それで、その内容の根拠が何だったのか。指標はどのようにして今回、町は決めたのか。もう少し具体的に分かりやすく御説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、2階の耐火構造についてでございます。プロポーザルのときにはそこの内容、実施設計等々ではありませんで、こういう形状の建物になりますということでのプロポーザルになります。ただ、こちらウクライナ情勢等々の資材の高騰というところもございませんで、こちらを耐火構造にするということであれば、そういった費用もかさんでくるというようなことになります。

基本的には子育て支援室でございますので、保育というのは基本的にはほぼほぼしないというのが、あくまでも子育ての相談だったり、遊びに来たりというところで、保育とはまた別な子育て支援室というふうな状況になります。

ただ、最終的にそれが保育をする場所というふうに変ったときには耐火構造にする必要がありますよということで、最初からそういう耐火構造にしておけば、後々の施設の利用、これも可能にはなるのではないのでしょうかということの県の指摘もございませ

たので、そういったお話をさせていただいたところです。

覚書の3条の中でございます。基本的には応募した内容ですね、企画提案内容を遵守するというような形に、もちろん議員もおっしゃったとおりになります。ただ今回、3月25日付で本町のほうにこの施設整備の変更の同意依頼ということでございまして、協議をさせていただいたということになります。

この変更の協議内容の同意依頼でございますけれども、こちらについても、やはり今言ったとおりの2階の耐火構造だったり、あとはウクライナ情勢での資材の高騰、こういったところでの資金の見直し等々も、大幅な見直しもあるというところで変更依頼をいただきましたので、そちらを協議をさせていただいて、同意をさせていただいたところです。

それから、引継ぎの人数、すいません、先ほど4人ということでしたけれども、こちらの4人の、先ほど言った月額、それから賞与につきましては、あくまで今回、人件費の部分になります。ただ、当然法人が負担すべき社会保障、社会保険料等々については、法人の負担というふうにさせていただいてございます。

それから、引継ぎに係る計画書でございますが、まだ具体的な計画としては持っておりません。先ほど申しましたとおり、今年度につきましては、あくまでも子供たちの状況等々を把握していく期間、活動状況等を把握していく期間、そして派遣された職員に慣れていく期間というふうにしております。来年度については、クラス担任等々をしながら教育に携わっていただくということで、現時点での大まかなスケジュールというふうになります。ただ、具体的な中身については、派遣される職員、それから本町の職員と併せまして協議をしながら決めていくというような予定にしております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。（「構いません」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 質疑をする前に再度申したいことがございます。質疑の内容に的確な答弁を再度求めていきたいと思っておりますので、何とぞその点をお含みの上、お願いを申し上げたいと思っております。

さて、これ3問目ですから、私も。先ほどの室長の答弁を聞きますと、耐火構想及びウクライナ問題、どうしても覚書の内容を遵守して、町は合意を得るものということ

もって決めたんだという質問があったと、回答がありましたね。町が決めれば議会は別に関係ないということで、こちらは取ればいいのかなと思います。そういうことが先ほど町長に言われた、私の議会軽視という部分になるのではないかなと思うんですが、その点はどうなのか。再度この覚書と含め、整合性はどうだったのかを再度、納得のいく答弁をまずいただきたい。

また、人件費、派遣費用につきまして、これの人件費の算出根拠は何なのか。29万円という高額な金でございます。これをどのように算出して今回に至ったのか。

また、1年半かかる根拠についても、町のほうとしては引継ぎ計画書は作っていないと。計画書なくして事業を進めること自体が甚だいかなるものかと思います。その点がどうなのか。計画書なくても進められる。それについても明確な根拠を示していただきたい。

また本来、町長が言ってる民活を活用して、経費をかけない民営のこども園だと聞いておりますが、この負担が町ですべきものなのかどうか。その判断した根拠が分かりかねます。そのことも含め、いま一度、私どもに明確な根拠を示していただきたく答弁を求めたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって覚書との関連でございますが、まずもって覚書の第3条で企画提案内容の遵守ということでございます。こちらは認定こども園の設置運営事業者公募の際に提出した応募書類に記載した提案内容を遵守しなければならない。そして、第2項で、前項、この提案内容を変更する場合には、町と同意を得るものというふうになってございます。

今回、3月25日付で本町のほうに、この法人のほうから企画提案内容の変更ということで文書が届きましたので、そちらを協議をさせていただいて、変更をさせていただいたというような形、同意をさせていただいたというような形になります。

それから、人件費でございます。人件費につきましては、先ほどの月額でございますが、もちろん基本給はございます。その他、管理職手当だったり、リーダー手当だったり、早番・遅番手当であったり、通勤費だったり、そういったところが現在支給をされている、実際に支給をされている費用のほうを頂戴をいたしまして、積算のほうをさせていただいてございます。

それから、1年半、計画書をなくして進められるのかということでございますが、詳細なスケジュール等々については、派遣される法人の職員、それから本町の職員と、予算可決後、協議をして詰めていくというような形にしてございます。ただ、大まかなスケジュールとしては、今年度については、先ほども申し上げましたけれども、フリーとして本町の幼稚園、それから保育所の現状だったり、子供たちの現状、そちらを把握していただくと。そして、来年度についてはクラス担任等々をしていただきながら、子供たちの様子、それから認定こども園、6年の開園に向けて混乱なくしていくというような状況で進めているというような形になります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今回、町のほうで考えておる、派遣してもらう人たちへの費用を町で払うべきなのかという質問があったと思います。私は今回、官から民へ移行するわけですけれども、まずもって、そのときの町の考えに賛同していただいて、これに参入していただきましたみらいさんには大変感謝しております。

そういう中で、町の責任は一体何かということの場合に、この官から民へ移行するときに、子供たちの不安、あるいは親の、父兄の不安、こういうものを除いて、期待感を持ってもらわなくちゃならないというときに、町としてはやっぱり事前的に派遣をいただいて、現在の状況をしっかり見てもらうと。そして、子供たちの様子、あるいは地域の様子、あるいは道路事情、冬の状況、そういうものをもっとしっかり見てもらうということで、派遣を要請をいたしました。その結果、今、さっき何回も答弁されているように、保育所の2名、それから幼稚園に2名、4名を派遣要請をいたしました。

ですので、それは町の責任の中で、実際に子供たち、あるいは御父兄のために、町としてはスムーズに移行するというためのコストだというふうに私は思っております。そのための今回皆さんに提案している予算でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 相原議員が詳細に質疑したものですから、簡単に質問をさせていただきたいと思います。

今回、認定こども園開園円滑化事業補助金、予算化しておりますけれども、この補助金についての補助金交付要綱案で結構ですけれども、そういうものはもう策定されているものかどうか。

それから、この名称を見ますと、円滑化事業補助金ということですので、引継ぎのために特化した補助金でないようにも捉えられますけれども、その補助金要綱を策定されているものかどうかと、あと、この引継ぎのために特化した補助金なのかということもまずお伺いしておきたいと思います。

それから、先ほど相原議員も質問しましたけれども、派遣の計画表、予定表ですね、それはまだ策定されていないということのようです。策定されていないのはいろんな事情あるんだと思いますけれども、そして今回、債務負担行為で2,100万円という多額の歳出予算を計上されております。

要は、建設工事でいえば、概算設計書もないのかというふうに思われるんですね。やっぱりそういう、例えば何月から何月まではこの事業で何名来るんだとかというような予定表というのは、それで予算計上しておりますし、あらかじめみらいさんと協議した中での今回の派遣だと思いますので、そういうのはやはりあらかじめ整理しておくべきかなというふうに思います。

私も先日、全員協議会でこの案件、初めて知ったものですから、インターネットでいろんな自治体の事例を検索してみましたけれども、やはりこの引継ぎつつうのは、どこの自治体でもやっているようですけれども、やはり公募の時点でもうあらかじめ、こう

いう形で引継ぎをします、していきます、これは町長先ほど言ったように、このスムーズな円滑ということだと思えるんですけども、こういう予定表を示して、プロポにかけて、そして提案していただくというような形を取っている自治体が多いようでございます。

ちなみに私見たのが、横浜市でもそのような形でプロポのとき、もう既にこの予定表を作って出してますし、愛知県の飯田市などもプロポの時点で、こういう形でもっていきますということで示してますんで。それはまだ作ってないということですけども、早急に作って、予算との整合性を図っていただければなというふうに思います。これ思いますと、作るということになると思いますけれども、作っていただきたいと思えますけれども、その辺について御回答をお願いしたいと。

あとそれから、今回、社会福祉法人みらいさんのほうに14名の会計年度職員の方が移籍を希望しているという御説明がありました。それで、その14名の今、勤務なさっている施設、色麻幼稚園、あと色麻保育所、清水保育所あると思えますけれども、おのこの、この14名の内訳と、その14名の方の勤務年数、例えば1年が何年、3年が何年、あと5年以上が何年、何人ですか、そんな形でちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

あとそれから、先ほどの相原議員の質問の中で、4名の方の基準単価といいますが、その答弁がありましたけれども、今、社会福祉法人みらいさんのほうから示された額で計上したというお話ですけども、やはり厳しい財政状況の中で、果たしてその額が適正な額かどうかということを経査して、減額交渉といいますが、そういうのはなされなかったものかどうか。あくまでも求められた金額をぽっと全て出していいものかどうか。やはり、いろんな補助事業ですと、町で補助基準単価とか、あるいはその上限単価とか定めて交付するのが通常だと思えます。

ましてや今回、福利厚生費を除いて月額給料、それにいろんな諸手当、ボーナスも含めて予算化するということですので、やはり施設のほうから求められた数字そのままを進めるというのは、ちょっといかなものかなというふうに考えますんで、その辺の考え方を伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

交付要綱案でございますけれども、今現在、素案の段階でつくってございます。まだ例規審議会等々もかけておりませんので、予算可決後になりますので、お出しはできませんけれども、交付要綱として、素案としてはつくってございます。

今回の補助金でございますけれども、引継ぎだけなのかということですが、引継ぎだけというよりは、開園に向けて円滑に進めるということで、家庭環境を含めた子供の現状だったり、本町の地域性、それから気候、それから特性などについての把握、それから認定こども園開園に向けての準備を進めていただくというような形で、円滑に進めようという形で、この補助金のほうを交付しようということとしております。

それから、派遣の計画書につきましては、大まかな計画でございますけれども、今年

の10月から令和6年3月までの1年半ということになりますけれども、その間、先ほど町長も話しましたとおり、幼稚園2名、それから保育所2名、この4名で合同保育のために派遣をしていただくというような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、プロポーザルのときに公表しながら進めていくという自治体ももちろんございます。1から10まで、そうやって公表をしながら進めていくというやり方もございますし、本町のように少しずつ事業者と協議をしながら進めていくというようなやり方もございます。様々なやり方はあるかとは思いますが、本町としては、事業者と協議をしながら少しずつ進めていこうということで、このようなやり方を公表の際に、この補助金等々については、特に公表せずに進めてきたというような形になります。

それから、みらいさんのほうに、法人のほうに希望している14名の職員の施設別ということでございますが、施設別で申しますと、まだ1回目の希望調査をした段階でございます。施設別で申しますと、人物が、人が特定されていくということもございまして、14名というよりは、現在、本町幼稚園、保育所に会計年度有資格者21名いますけれども、その21名の内訳ということでお話のほうをさせていただければなというふうに思います。2年未満の方については3名いらっしゃいます。それから、2年以上5年未満の方については2名いらっしゃいます。5年以上10年未満の方は5名、そして10年以上の方が11名ということで、21名の方がいらっしゃるというような状況になっております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。町長。

○町長（早坂利悦君） 派遣していただく職員の単価が適正かどうかという質問、あったかと思えます。私は適正であるということで今回、予算書を上げさせていただきました。現在、みらいさんのほうで支払われている給料、それを町のほうで要請したものですから、その分は町のほうで出すと。こういうことで、適正であるという判断をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） まず、今までの質疑の中で、1年半をかけて引継ぎを実施するという答弁が何度も繰り返されておりましたけれども、これもやはり先行している自治体の例を検索させていただきますと、すぐ出てくるんですけれども、やはり1年以内でこの引継ぎを完結しているという自治体が多いようです。全て公設といいますか、公から民への移管ということで公募してやっていますけれども、先ほど例に出しましたけれども、横浜市も令和6年度4月の移行に向けて現在募集しているようですけれども、それもあらかじめ引継ぎの期間示してありますけれども、1年間の期間で引継ぎを実施するというように示しているようです。

また、愛知県の飯田市、これは来年の4月移行するようですけれども、これもやはり公募の時点でもうこのスケジュール計画といいますか、それを示してやっています。

それで、今までの答弁お聞きしますと、1年6か月間、4名の方フルタイムで派遣をしていただいて、それに見合った給与を町で負担するという内容ですけれども、やはり、いずれの市も1年間フルタイムでというのはなかなか見つけられない。例えば、施設長

と主任保育士は、やはり4月から始まって半年ぐらいは月に数日程度、あとそれ以降はフルタイムとかですね。あとそれから、現場の保育士さん、あるいは幼稚園教諭さんは、やはり年を明けた1月から3月までフルタイムというような形で、全て1年6か月フルタイムつつうのは、やはり町長言うように、良質な子育て支援を引き継いでいただくためにどうしても必要なんだという思いの中で決定したと思うんですけども、やはり、よその自治体見ますと、やはりちょっと違っているのかなというふうに見受けられましたんで、その辺やはりちょっと見直しが必要でないのかなというふうに考えます。

あとそれから、併せてこの補助金額の単価ですけども、これもやはりいろんな自治体で補助金要綱を策定してますけれども、その補助金要綱見ますと、やはり今回うちの町で示した額よりも、やはり若干といたしますか、その職種によっては違いますけれども、低めに設定されております。

ちなみに、これ議長に怒られるかもしれませんが、やはり、よその自治体の例ですんで、お示しさせていただきたいと思っておりますけども。

- 議長（中山 哲君） 福田議員、怒られるような質疑は駄目。関連があるんですか。
- 12番（福田 弘君） 補助金の額と関連あって、よその自治体がこういうんだということをお示ししたいということですので、よろしいでしょうか。
- 議長（中山 哲君） 分かりました。ただ、簡潔明瞭にね。
- 12番（福田 弘君） じゃあ、簡潔に明瞭に言います。

例えば、横浜市ですけども、施設長で25万7,900円、あと、主任保育士で24万108円、保育士で20万5,530円。それから、愛知県の飯田市、ここは条例の中で、町の任期つき職員とかですね、あるいは会計年度任用職員の範囲内ということであらう規定しております。そして、その要綱で示した額について、これもインターネット上で検索できますけれども、園長及び主任保育士に適用される任期つき職員の給与は18万4,809円から21万88円、あと、担任保育士に適用される会計年度任用職員の報酬は、週40時間勤務で18万4,809円から20万2,973円という金額になっておりますけれども、そのほかに草津市とか苦小牧市、あと、静岡市のやつも見ましたけれども、やはり低い額というふうに見えますんで、その辺の適正な額あるいは今後見直す必要はないのかということ再度伺いをしておきたいと思っております。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） それはいろいろ町の考え方あります。私はさっきも申し上げたとおり、今回、官から民へ移行するに当たって、慎重にやろうというふうに思っています。確かにそれは町の負担、補助金は高いより安いほうがいいんです。町としてはいいですけども、それはそれですけども、これは本町の子供たちの、いわゆる幼児保育、幼児教育のこれからを、この法人の人たちに託すわけですから、慎重に私も、町として移行するのは、私は責任があるものだというふうに思ってますので、見直す考えはございません。あくまでも本町としての考え方、これを理解していただく以外にございません。
- 議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに。佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 今までのやり取りを聞いてまして、1つ腑に落ちないことがあるので、御質問させていただきます。

答弁の中で町長のほうから、町のほうで、町の責任でこの合同保育ですか、これを要請したんだという答弁がございました。その前には課長より、当初この派遣費用については当初見込んでいなかったと、考えていなかったという答弁がございました。もし町長が、最初から円滑に進めるために認定こども園で、必ずしも本町職員との合同の保育、1年、当初は2年の予定でしたね。この6月で1年半になってますけれども、このくらいの長い期間が必要で、その費用、総額で2,100万円という大きな費用が必要だという考えがあったのであれば、当初見込んでいなかったんだという答弁はいかなものかなと疑問に思うわけです。

それから、この2月の委員会で配付になったこの引継ぎの内容、1から③までありました。それも相当中身を精査しますと、変更になっておりまして、それで、そこで派遣費用が発生しております。この2月の資料、ちょっと読みますけれども、③番の引継ぎ方法、書面、人事交流で、括弧書きになってます、ここ大事ですね。教育、保育の内容を引き継ぐため、双方の責任の下、双方の職員を相互に勤務させる、括弧閉じで。こういうふうに書かれますと、我々議員は、ここに何もこういう費用が発生しないんだなと、そう考えるのは私だけではないと思うんですよ。

ですから、多分この2,100万円という派遣費用が出てくるまで、いろんな業者との、みらいさんとのやり取りがあったんですね、町長ね。で、どっかの時点で、じゃあ、これ色麻で持つかという話になったのではないのか。その辺どういうやり取りがあって、どうして色麻だけが全額持つようになったのかを、ちょっとこの前の委員会での、私も質問しましたが、それではちょっとあまり納得のいかない、私今もちょっと納得いってません。

もしかしたらね、これ色麻町長が言わなかったら、派遣してくれって言わなかったら、向こうは派遣しなかったわけですか。そういうわけでもないですよ。必要でしょうね、向こうにとっても。私はかえって色麻よりも、その認定こども園を。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員、簡潔明瞭に。

○2番（佐藤 忍君） 私はそういう考えからすると、全額色麻で負担するのではなくて、例えば半々ずつね、色麻で半分、向こうが半分、そういう話が出てきても当然よかったのではないかと思いますので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当初、見込んでいなかったのではないかとというのは、見込んでいないけれども、考えていないわけではないんですよ。最初から金額を見てないちゅうことでなくて、それは後から、課長が何回も答弁するように、話合いの中で考えるものであって、当初から幾らというふうに設定したわけではないという意味なんですよ、見込んでいないっていうのは。考えていないということで、イコールではないんです、それは。

ですから、その辺の話のずれがあるかもしれませんが、町としては、そういう負担は当然あるものというふうには考えてはおりました。それは、さっき福田議員も言ったように、どこの町でも移行する場合は、そういうケースが必ず出てくるんですよ。その町のほうでの責任で、要するに、よく移行するため、移行するときの状況をつかんでもらうということで派遣を要請するわけですよ。ですから、派遣を要請したものですので、それは町で負担をしますよと、こういうことです。

それから、交流というのは、交流は今でもやっていますし、これからもやります。ただ、当初から町のほうで派遣するという考えは持っておりません。つまり、例えば今、大郷町でやってるんですけども、町の職員を大郷町の実際のやってる認定こども園に派遣したって、はっきり言って意味ないんですよ、これは。私らのほうが向こうに入るわけでないですから。ですから、交流、お互いの意見交換、情報交換はしますけれども、町の職員を大郷に派遣するということは当初から考えてはおりません。

ですから、あくまでもこちらのほうにみらいさんのほうで来ていただいて、運営、経営してもらうのですので、向こうから派遣をこちらのほうで要請をして、しっかりと現状を把握してもらいたいと。こういうことで、そのことは町の責任ではないかという判断で、今このように進めさせていただいております。そういうことで理解してほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 簡潔に御質問します。

では、2月の引継ぎ方法の説明があったときの、双方の職員を相互に勤務させる。勤務させる、これはどういう意味なんでしょう。向こうにも勤務させるという意味ではなかったんでしょうか。相互にですよ。お答え願います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） つまり、こちらから何か月間も、1年間も派遣して、そこに置いておくという考えはないということです。仮に向こうに行って、その状況を、1日の働き具合、1日の流れ、そういうのを見ることはあると思います、これは。そういう意味での勤務はあると思いますけれども、こちらから派遣して、1年も1年半も町の職員、大郷にやるという、そういうことは全く考えてません。それはあまり意味ございません。別に、例えばあっちの職員とこっちの職員を交代して、色麻の職員が大郷に行って働くというわけではございませんので、そういうことは考えておりません。

勤務というのは、派遣してずっと長い間勤務という、そういうことを意識はしておりません。そういうふうには理解していただけないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） それでは、その短い勤務であっても、どうして最初、勤務させるという方針だったのが、向こうの職員だけの受入れというふうになったんでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これからの期間で、例えば状況を把握させるということはありません。

すよ。ですから、交流はありますよ。あるいは1日、今日1日、状況を見させてもらうということの勤務はあります。あると思います。まだ、はっきり計画つくったわけがありませんけれども、そういう交流は考えております。ですけれども、1年も2年も、1年半も派遣して向こうで働いてほしいという考えはございません。そういう派遣は考えておりません。当初から考えておりませんでした。ですので、交流の中での勤務はありますが、その程度の勤務ということに理解をしてほしいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今いろいろ皆さん議論している状況でありますけれども、まず、議長のほうから端的にという言い方されますので、端的に質問をしていきたいと思えます。質疑をしていきたいと思えますけれども、まず今やり取りしてるその職員、4名派遣要請したという言い方で議論してますけれども、町長が冒頭に言ったように、相原議員の、3番議員の質疑に冒頭答弁したように、私は果たして質の高い安全で安心な運営をしてもらうために必要だという執行部側の考えのようではありますけれども、それはそれで理解はできるんです。ただ、4名受け入れるということになれば、今現在、職員は4名足りないという状況なんではしょうか。要するに、その職員は4名派遣されることによって、4名分の仕事は、4名分とは言えないかもしれませんが、減るわけですね。要するに、余剰人員が出るというふうに思うんですよ。それらをどういうふうに対応していくのか。

今現在、色麻保育所で正職員が10人、会計年度任用職員がこれも10人、清水保育所で9人の8人、色麻幼稚園で9人の17人、今働いてるわけです。勤務してます。この中で4人、みらいさんのほうから派遣していただくということになれば、数的に言えば4人分余るわけですね。その方をどういうふうに関後扱っていくのか。

要するに、費用対効果というのを考えたときには、やはり4人分どうかしなくちゃならない。ほかに配置転換するとかね、何かしなくちゃならない。それが4人来て、4人そのまんまっていうことは、ちょっと考え方としてはおかしいのではないのかなというふうに思います。

それから、先ほどのやり取りの中で、この覚書の話も出ました。認定こども園の設置運営に関して、提出した応募書類に記載した提案内容を遵守しなければならないで、甲と乙、協議した結果、必要があれば、甲の同意を得れば変更できるという話ですけれども、その理由が、この世界的に、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界的に建築資材や設備等も高騰している状況で大幅な資金の見直し、計画見直ししなきゃいけないということですけれども、町長は質の高い安全で安心な運営を望んでるわけでしょう、違うんですか。言ってることと内容違うんだよ、町長言ってるの。質の高い安全で安心な運営をしてもらうためには、多少金かかってもしなきゃいけないことはしなきゃいけないの。違いますか。

そして、私の記憶ですと、2階という部分を建設するということは、垂直避難も考えて建設するというふうに、当時そういうふうに頭に残ってます。この計画の図面を見ますと、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、この方はどのようにしたらば水害のときに安全に避

難できるのか、それも示されてない。3歳児、4歳児、5歳児だって、1.5メートル高いところで保育するのだからいいような話をしてる。でも、今朝のニュースでも分かるように、埼玉県東松山市というところは夕方6時から7時までの間、100ミリ以上の雨が降った。7時から8時近くまでも、さらに100ミリの雨が降ってる。物すごい量の雨が降ってる。そうした場合、それが色麻町で、清水保育所、このままで起きないという可能性は、100%、ゼロとは、100%、ゼロって言い方おかしいな、ゼロという言い方はないと思います。

やはり、そういう今ゲリラ豪雨とか、いろんな言い方されて、突発的に物すごく雨が降る状態が全国各地で続いています。線状降水帯と言われる、そういう中で。果たしてそれで安心なのかどうか。まず、その水害に対しての考え方。

それから、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の安全に避難できる、そういう認識、考え方、それをお願いします。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） まずもって、職員4名派遣をいただくと、そうすると余剰人員というふうになってくるのではないかとということでございますが、今年度につきましては年度途中でもありますので、プラス4人ということで保育、教育をしていくというような形になります。来年度につきましては、クラス担任等々もしていくこととなります。来年度の入所児童、園児の人数によっても保育士、幼稚園教諭等々の変更は、職員配置は変わってくるかとは思いますが、例えば会計年度任用職員の資格のない方だったり、そういった方をちょっと勤務を御遠慮させて、勤務をさせないというか、そういう形にしたりということは発生してくるというふうには思っています。ただ、クラス担任をしていきますので、しっかりとそういった教育、保育をしていきたいというふうには思っております。

さらに、幼稚園のほうでは来年、現在、再任用職員、短時間保育、3時間の時間勤務になってくるというのもお話としてはございますので、そういった中で人的に補っていくということも、その派遣された職員で補っていくことも可能ではないかなということで考えてございます。

○議長（中山 哲君） 安全・安心の考え方ってやつだね。

○子育て支援室長（今野 健君） それから、垂直避難、洪水対策ということでございますけれども、確かに垂直避難はできなくなります。ゼロ歳から2歳児については、3、4、5歳児ゾーンの3部屋、これを1.5メートル上げる構造というのは変更はしておりません。ただ、3、4、5歳児というのは動きが取れる、移動ができるということでございますので、法人としては、降園などの早期の判断だったり、その隣にある体育館、これを有効活用しながら避難対策をしていきたいということで聞いております。ですので、例えば今3、4、5歳児ゾーン、上げてますけれども、そこを上げたから必ず3、4、5歳児が避難をするではなくて、動きがなかなか取りづらい子供たちをまずそこに行って、動きが取れる、歩ける、行動ができる、3、4、5歳児ゾーンも含めた方を体

育館等々への避難ということも想定をしながら避難計画を立てていくというような形で聞いてございます。

- 議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

8番工藤昭憲議員の質疑中ではありますが、午後から欠席となりましたので、工藤昭憲議員の質疑は終わりとなります。

ほかに質疑ありませんか。大内直子議員。

- 1番（大内直子君） 資材費の高騰により設計の変更ということだったんですが、前の設計と今の設計でどのくらいの額の差があるのかをお聞きします。

- 議長（中山 哲君） 大内議員、今の質疑の答弁が出なければ、質疑は継続することできませんか。今の。子育て支援室長。

- 子育て支援室長（今野 健君） 大変失礼をいたしました。

前回、プロポーザルに提示された金額、工事費でございますけれども、5億6,958万円というふうになります。そして、今回、国のほうの交付金ということで、1階建てにした工事費、実施設計とか工事監理費等々は除いておりますけれども、実際の工事費につきましては5億6,427万2,500円ということで、530万7,500円の減額というふうになってございます。

- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。

- 1番（大内直子君） 聞いたのはそういうことではなくて、元の設計のまま資材が高騰した状態で造るとどのくらいになるのかと。それから比べて、今回の1階にしたときはどのくらいの減額になるのかということを知りたかったんです。

- 議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

- 子育て支援室長（今野 健君） 大変失礼をいたしました。

元の設計で今現在、工事をするとっていう、ですけれども、実際の金額のほうはちょっと正式には聞いておりませんが、約1億円ぐらい増えるだろうということでお聞きしております。

- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。

- 1番（大内直子君） 民営化すると、最初はいろいろかかるとは思いますが、だんだんに

は、町の財政が今、公営でやってるよりは楽になってくると。1億円弱ぐらい最終的には余裕が出てくるということの前に聞いた覚えがありますが、例えば未来への子供たちの投資としてかかっても広さを確保して、そういうものを造るという考え方もあるとは思いますが、そういうことの検討はされたのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、みらいさんのほうの資力の問題もあるわけですね。やっぱり、どの部門もですけれども、今、相当、当初からの設計からいえば、実際に今やられているような建物関係も相当上がっているということで、今、正確な、1億円ぐらいは違うようだというのは、大ざっぱにそういうふうに見ている話なんですけれども、これが仮に、またさらにも動いてるわけですよ、今ね。ですから、民間のほうのみらいさんのほうだって、それは確かに当初のときの腹積もりというかね、そういうこととは大分開きが出てくるということでの相談があったということで、本町としては、子供の数に対する広さの確保だけしっかりしてもらえれば、それはそれで少しぐらいの内容が変わろうとも、それはそれで仕方ないだろうという判断はさせていただきました。

それから、町にとって将来このことが民間になるということによって、はっきりした数字は分かりませんが、まだ出したわけではありませんが、だんだんと保育士がなくなるわけですよ。今はそのまま、こっちの事務のほうに入りますけれども、その人たちが定年を迎えるということになってきますと、今まで保育所を確保していた町としての人件費は、その分は少なくともなくなるということになります。

ですから、その違いもありますし、それから前にも何回か言ったと思うんですけども、この建物を民間で発注した場合と、それから、いわゆる官のほうで、町のほうで発注した場合は、同じ建物、同じ設計であったって最初から違うんですよ、これは。相当な違い、3割は違うんでねえかと私は思ってるんですけども、現実としてはそういうこともありますので、確かに町としてのプラス面はございます。

ですから、将来人口も減る、そういうことから言いますと、町としては今回、民間のほうで、みらいさんのほうでこの認定こども園をやってもらうということについては、本当にありがたいなと思ってると思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、質問させていただきます。

今回の議会でね、これから私たちが今回提案されたこの予算をどうするかという判断を当然しなければならぬわけなんです。そこで、その材料として、よく理解した上でどうするかという判断をしていきたいと思っておりますので、率直な疑問を答えていただければよろしいのかなと思っております。

午前中は何人かの議員の方が孤軍奮闘されまして、善良な町民の皆さんの声を代表したような質問をされました。なるほどなと思って私は聞いておりました。

そこで、執行者のほうからは、この変更は軽微な変更だと。軽微な変更なんだと。基準はないと。軽微な変更であると。そういうお考えを持たれているということはよく理

解をいたしました。さらに、ただいまどのくらい2階部分を省略したら経費が浮くのかと。それに対して、よく分からないけども1億円くらいではないかと、そういう回答がございました。ただいま町長からは、自分の感触では3億円云々というお答えもあったように記憶しておりますが、記憶違いならば、これ、ごめんなさいね。ごめんなさいね。

そこで率直にお伺いしますが、町長、これプロポでプレゼンをされて、それで皆さんがどうするのかという、その点数をつけられたと。そして、この法人は間違いないと、この法人にお願いしようということで、この法人と契約をしたわけですね。そうしたところ、今度この法人から変更させてくれと。変更、その理由はよく分からないけども、今言われたような理由だと思うんです。私聞いてないからね。ただ、今、議会で言われたようなことを法人のほうから言われたんだと思います。そしたら、やむを得ないだろうと、いいだろうということで、それを町長部局で決定をしたと。

そうすると、これルールとして、制度として、これは町長は問題ないよと。軽微なことなんだから問題ないんだと。そういうお考えを表明されましたが、本当にそれでよろしいわけですね。まず、そこを1点確認をいたします。

それと、もう一つですね。このプロポでこの業者さんをお決めになられたと。これは決められた皆さんが、皆さんがこの業者だと、こういう約束をしてくれる、プレゼンをしてくれる業者さんなら間違いはないということで賛同の拍手の嵐の中にあっただと思うんです。皆さんが自信を持ってこの業者さんを選んだと。そのとき、前にはこういう約束したんだけど、ここに決めただけでも、これ条件変えてくれと。だったら、普通これ契約のやり直しではないかと思うんですよ、普通はだよ。ただ、色麻町としては、町長としては、それで問題ないんだとお考えになられているというお話でしたが、それでよろしいわけですね。2点目はそこなんです。

それと、もう一点確認しておきます。

2階部分が全てなくなって1階部分になったと。それで、これ私から言うまでもなく、執行部の皆さんは当然書類を持ってるわけですから、はっきりと分かるんですが、この2階部分に何があったかという、理事長室、職員の休憩室がありました。女子の更衣室がありました。男子の更衣室とトイレがありました。書類保管庫がありました。それから、職員室、事務室、こういうのがありました。それから、子育て支援室、こういったものがあつたんですよ。こういったことで、建物で子育てをやりますよというプレゼンをしたはずなんです。それに感動して、この業者だなということを選んだんだが、途中で業者が上のやつは全部下に持っていくよと、そういう提案をしてきたの。そしたら、いいよと町長部局はやったわけさ。途中で変更してきたんだけど、いいよとやったの。その理由は何かという、法的に何も問題ないから、スペースは法律上問題ないよということで選んだという説明をしたんですよ。

そうすると、プロポやる意味があんのかな。どちらのプレゼンがより色麻町の町民の皆さんとか、子育てをする意味で効果を発揮するかということでプレゼンをするんじゃないのかな。それ法的に問題がないんだったら、法的に問題ない範囲で出してと言え

いいんじゃないの。多分ほかの業者さんよりも、こういったものも含めて点数が高かったんだと思うんです。当然高かったから選ばれたんだけど、ところが途中から、あのプレゼンとか約束はやめた。何でかっていうとね、金損するようだから、損しないようなことをやりたい。こういうところに狭くして、みんなを、簡単に言うと、これ押し込めるような造りになったじゃないですか。職員も結構ひどいですよ、これ、働く人も。子供たちもスペースが、これ非常に狭いと。でも、ここがね、町長は契約はしたけども、軽微な変更だから、それを変更して構わないんだということで変更しちゃったんですよ、議会も何も通さずに。して、それでも構わないんだと、問題ないんだということをこれまでずっと説明してきたんですよ、午前中から。ということで本当によろしいんですね。そこを確認しておきます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

私のほうからは、3つ目にありましたプレゼンの関係でございますけれども、今回、プレゼンテーションで審査していただいたというところでございますが、今回、建物の構造だけで判断をしていただいたということではなくて、法人の運営状況であったり、施設整備の計画であったり、施設の運営の関係であったり、それから教育、保育内容、そして給食、安全衛生管理、それから職員確保、配置計画、研修計画、そして保護者対応、そして地域の交流、それから町との連携というところで、こういったところを全部、総合的に判断をしていただいて選定をしたというところがございます。

それから、建物の2階全部減築をして、1階への変更になりますけれども、特に1人当たりの面積等々をカウントというか、基準を満たしていれば問題はないというふうになっております。今回については、2階を減築して1階になっておりますけれども、2階が減らした分、当初予定であった1階の部分は若干増というふうになってございます。1階だけを比較していくと、延べ床面積では1,583.09平米だったのが1,697.48平米ということで、114.39平米増えているというふうな形になってございます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭、話の中に金額が出ておったんですけれども、さっき大内議員のほうからの質問の中で、町としてこの恩恵はどういうふうなことがあるのかというような質問があったもんですので、その中の一つに、もし同じ建物を民間で発注した場合と、町で発注した場合は、約3割ぐらいは当初から金額的に、請負金額ですね、請負金額の当初から違うではないだろうかということを申し上げたつもりでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 考え方については、大変よく分かってまいりました。要するに、業者さんとプロポで、この業者さんだと選んで契約をしたと。その後で変更していいとなると、今回はその業者さんをそのまま選ぶわけですが、それでいいとなると、契約した業者さんは今後も町とプロポでやったとき、選ばれたところは後からいろいろと要求してくるんじゃないですか、自分の都合いいように。そして、この自分の都合のいいよ

うに要求した内容は、色麻の町民、子供たちが利用していくとき、また、ここで働く先生方が利用していくとき、極めて利用しにくい建物になっていると、施設になっていると。もちろんこれだけでプロポで選定したわけではないというのは分かります。分かりますが、もし、そういう方針でやってるといふんだから、これしょうがないけどもね、それでいいと考えてるんだから、それはそれであれですよ、考え方を改めろといっても、これしょうがないから。

ただ、こういった契約をやったとすれば、今後、執行部から提案、説明されたものは何も信用できなくなりますよ、これね。この前は、こういうことだからということで議会に説明して、それはそのままみんな信じますよ、それね。

ということで、執行部としては、分かりました。こういった議会への提案のやり方についても問題はないと。それから、この契約の仕方、もちろん最初の契約の仕方は問題ないと思います。ただ、その後の業者から変更を求められたとき、町長部局で、これ独断でその変更を認めたと。議会は知らなかったと。これも問題ないとお考えになっているというお話でしたので、それはそれとしてしっかりと受け止めておきたいと思います。ということでよろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、議員全員協議会というものがあって、その中で、こういうふうな状況になりましたということを説明を申し上げたわけですよ。そして、今日の議会と、こういうふうになるわけですので、何も知らないままに議会にかけてるのではなくて、状況がこういうふうなもので、議員全員協議会で皆さんに御相談を申し上げたと、相談を申し上げたと、そういうことです。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） これ、町民の皆さん、聞いておられる方もいるんだと思うんです、この有線放送ね。それで何が問題かというのと、決めてしまってから議会にかけていると。それが問題だと言ってるんですよ。業者と町長が約束して、こうやるということを決めてしまってから議会にかけていると。私はこれは問題ではないかと言ってるんですが、町長は何も問題はないと、そういうことをおっしゃってるんですよ。

なぜかというのと、決めてしまっても、後で全協で、決めたって、こうやったと皆さんに話してるから問題ないと。これね、おかしいですよ、はっきり言って。制度としてこれはおかしいと私は考えるのさ。町民の立場に立つと、これはおかしい。ただ、町長は問題ないと考えている。この違いがあるんですよ。

ですから、私は聞いているのは、本来の制度の在り方というのは、そうはなっていないけども、今やられてるやり方、これは問題ないとさっきから説明しているんだけども、それでよろしいんですねと聞いているだけなんです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） こういうことも含めてですけども、物事を決めるということについては、これは執行者として決めなくちゃなりません。それをどうかという判断は議

会に求めるわけですので、決めること時点でこうしたらいいか、ああしたらいいかということ、全てこれを議会で相談しなければ事が前に進まないっちゅうわけではなくて、これは執行者、執行権ですから、このようにしますからいかがでしょうかと、こういうことですよ。

ですから、決めることについては執行者が決めると。責任を持って決める、こういうことで私はいいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 午前中から各議員からの質疑で、中身的に相当把握してきましたが、ただ、総括の中で、保護者説明会において、引継ぎ事項の中で、合同保育を実施しますという文言がありました。町長は考えていますという内容で説明したということなんですが、やっぱりこれは保護者に対して、まだ予算もついてないところで確定的な話にはできないのではないのかと思います。そのことについて、もう一度町長の見解をお聞きしたいと思います。

あとまた、この合同保育の関係の引継ぎの予算であります。引継ぎ内容には全協でも説明ありましたけれども、6か件がありました。私はその中で一番重要なのが、本町の施設を利用する園児、入所児童、そして、家庭環境に関する情報の把握だと思っております。そして、そのことをしっかり把握していただくことによって、スムーズに認定こども園に移行できて、そして開園できるものだと考えますが、そこで、今までも皆さんからいっぱい質問があったんですが、その合同保育について、町長から要請、町からの要請とのことであります。

例えば、その要請がなくても事業者として事業を進める上で、その施設を利用する園児、入所児童の家庭環境に関する情報の把握は当然すべきものだと考えます。その辺は事業者に対してどのような確認は行っているものなのか、どのような確認を行ったのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

そしてまた、スムーズにこども園に移行できるとすると、開園するためには、やっぱり町と法人が、事業者が協力して引継ぎは行わなければならないと思いますが、お互いこれはやらなくちゃいけないことだということになれば、お互いに負担をして引継ぎに臨むべきではないのかなあという考えが私はあるんですけども、この辺、町だけが負担するということの考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 昨日、おとといで2日間、これから利用する保護者の父兄の人たちに説明会を行わせていただきました。町としては、やっぱり官から民へ移行するに当たって、皆さんに不安を持たれないようにするためには、当然そういう説明会を申し上げて、なお、むしろ期待が持てるようにしてあげたいというふうに思って開催をしたところでございます。

合同保育については、今日の予算に上げてるわけですけども、いわゆる派遣職員に対する補助金ということで上げてるわけですけども、これは当然そうすべきだろうと

ということで、町としては環境をしっかり受け止めてもらう。あるいは、子供たちの状況をしっかり受け止めてもらう。いろんな意味合いを含めて派遣をしてもらわなくちゃなりません。

その派遣する場合にお互いに負担すべきではないかという話でありますけれども、それは町としてはお互いに負担し合ってやれば、それはそれで負担も少なくて済むんですけれども、必ずしもそういうふうに義務づけているわけではございません。これは午前中も話が出まして、どこどこの県のどこどこの町ではこういうふうにやってる、ああいうふうにやってるってことが出ましたけれども、その町、その町の考えですから、私は何回も繰り返しになりますけれども、これから本町の幼児保育、幼児教育をお願いするに当たっては、町としては慎重に、そして、スムーズに移行をしてあげたいという思いでありますので、そのための負担ということはやむを得ないというふうに思っています。

町のほうで、したがって要請をしたわけですので、その分については町で補助金としておあげをするというふうに当然なります。

また、業者のほうでは、仮に自発的にそういうふうにするべきではないかという思いもあったようですけれども、これは別に町としてはそれを拒むのものではございませんけれども、あくまでもそれは業者の考えですので、そういうふうになればいいんですけれども、なんなれば困ります。

ですから、町としては町の責任ということで、こういう状況をやるということで判断をし、補助金としてそれを出すというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） この合同保育ですね、義務づけではないんですが、その町の考えでやると。お互いに慎重に進めて、スムーズに移行すると。そのための合同保育だということですが、町がそのために負担することはやむを得ないという回答であります。先ほど1問目で聞いたのが、町長が、事業者が自発的に計画をするようなものはあったかどうかは確認したのかということ、それも含めての回答だったんですか。でも、実際はやらないということですね、業者負担としてはですね。これは両方で一緒に協力して行う事業でありますから、町だけが負担するというのは、なかなかこれはどうなのかなという考えでございます。

ちなみに、このような事業に対して、合同保育に対しての国、県からの補助などというものはあるのかどうか。なければないで結構なんですけど、確認したいと思います。

あとまた、その会計年度任用職員の方々、有識者21名の方がいるという中で、14名の方々がその法人のほうに移ってもよいとの状況だということで、全協でも説明がありましたけども、その方々ですね、その家庭環境、入所児童の状況というのは相当把握していると思います。先ほど経験年数からも言わせても相当把握していると思いますが、その方々も情報提供者になり得ると思うんですよね。

ですから、その方々の採用年度の関係もあるんですけども、どのような形でそういう情報提供をその事業者のほうにさせていただくかというようなことも含めて、その考えも

含めてどのように考えてるか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、保育士等の引継ぎに関する国、県等の補助事業はないのかということですが、この補助事業については、特に国、県としてはありません。ただ、県の単独事業でございしますが、私立認定こども園の新設であったり、既存の幼稚園、保育所から認定こども園へ変更する事業者に対して、その事務方、事務の補助ですね、例えば認可申請であったりってところの事務員の雇い上げ経費、それから保育教諭の採用の活動費等々の事務作業に係る補助事業というのは県単独事業としてはございます。これは開園の前年度、それから開園の年度、2か年事業というふうになっております。ただ、県の単独事業でございしますので、来年度この事業が継続されているかどうかというのは分かりませんが、今年度はそのような補助がありますということで連絡はいただいておりますが、令和6年が開園年度でございしますので、もし補助事業が継続されているのであれば、5年度、6年度が対象になってくると。そして、事業者のほうへの補助というふうになってくるといふようになります。

それから、会計年度任用職員14名の方が法人へ行く意向を今示していると。そして、その方々からの情報提供もあるのではないかとということですが、確かにございますが、法人の職員につきましては全然分かってございませんので、令和6年4月に、じゃあ、こういった形で合同保育せずに、法人が急に6年4月に来て保育となりますと、子供も保護者も、それから法人職員も顔が見えない中でのスタートというふうになってまいりますので、現在関わっている本町の会計年度任用職員、何人かいるとはいえ、なかなか場所も変わる、環境も変わる、スタッフも代わるということで、かなりの混乱というのが予想をされてくる。そういったところで、今回、合同保育という形で法人さんが来ていただいて、保育をしていくというような形で進められたら、一番混乱なくスタートできるのではないかとということ、今回こういう形になっております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

今回、7款と8款、これ同一的な内容になっております。12節委託料、13節使用料及び賃借料、今回この変更に伴う事務事業の考え方がなぜこのようになったのかをお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

今回、12節、それから13節という形で予算の組替えを計上させていただきました。その内容については、12節、それから13節は同じ目的のものでありまして、平沢交流セン

ターの新館、それから旧館及び穀菜センターの照明器具のLED化に伴い、経費削減を目的に考慮しながら、機器交換工事を一般的な請負工事により施工するのではなくて、業者負担によるLED化施工として、なおかつ交換工事を業者と10年間の契約により経費を支払う方法を選択し、当初予算において総合的に判断しながら、委託料として月10万円の契約により経費を支払う方法を選択しながら、施工後6か月間の予算を60万円という形で計上したところでございます。

ただ、しかし、内容については10年間の賃貸借契約、それからLED化の施工業者ではなくて、リース会社との契約になると。それから、契約期間中の維持管理は、契約した業者の責任において行うなどの内容であることから、今回、12節の委託料から13節の使用料及び賃借料への予算の組替えをしたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） この後のやつも同じような答弁になるんでしょうけども、当初の段階で、これ13節にすることは考えなかったのか。本来そこまで考えてるんであれば、そういった考えがあつてしかるべきではないかなと思つたものですから、今回のこの時期になぜ変更にしたのか、先ほどの答弁は聞いております。当初の段階でしっかりと自分たちの事務事業の在り方を煮詰めてなかったのかどうか。そのあたりも含め、再度お尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

当初予算の段階でもそういった検討をしておりますが、なお、さらに内容を精査して検討する必要があつたということで、今後このような、ないように適切なその節の設定とかに努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

第10款教育費第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、5ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。（「議長」の声あり）相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 動議の提出をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。（「賛成」の声あり）

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員、何の動議か、内容についてお伺ひいたします。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回の議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の動議を提出したいことをここに述べたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） ただいま3番相原和洋議員より、議案第47号について修正動議を提出したいとの申出がありました。

議長として、3番相原和洋議員に申し上げます。修正の動議については、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条第2項の規定により、その修正案を添えて議長に文書で提出されますようお願いいたします。3番相原和洋議員、よろしくお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほど所定の手続を経て、3番相原和洋議員より、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）に対し、修正案が提出されました。修正案については、お手元に配付したとおりであります。

この動議は、所定の発議者がありますので、成立しました。

修正案朗読は省略し、提出者から趣旨説明を求めます。3番相原和洋議員、御登壇の上、発言をお願いいたします。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） 今回の議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の趣旨説明を申し上げます。

初めに、当初の施設整備計画の変更に伴い、変更時に議会に対し一切の説明もなく、国より内示の交付後の事後報告の議案内容でもあり、議会軽視の一言に尽きるものである。

また、変更により、当初提案よりも、よりよいものの内容に適切になっているかという答弁もなく、引継ぎ内容においても、計画書やスケジュール表を含め、書面や根拠になる内容のものを示さず、提案者の意図がはかりかねるものである。

今回の派遣費用に伴う給与についても、本来、町が負担すべき補助金として、果たして内容と合わせ、適正、適切など言いかねるものではない。全国各地の民間への事業移管を見ても、自治体の事例と合わせると、かなり高額な給与の内容になっている。また、その根拠も明確ではない。

よって、別紙の内容の修正案を提出いたします。

審議資料の1ページより御説明をさせていただきます。

修正案として、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正するものである。

第1条中、「1,957万8,000円」を「1,287万8,000円」に、「44億9,163万8,000円」を「44億8,493万8,000円」に改める。歳入歳出ともに、今回の670万円を削減するもので

あります。

3 ページをお開きください。

歳入について、繰入金、こちらに670万円を削減した内容に歳入合計をしております。歳出についても、民生費の歳出合計を合わせております。

4 ページをお開きください。

歳入の繰入金、財調繰入金より670万円を削減し、併せて歳出の第3款の民生費、10目の認定こども園整備事業より、今回の円滑事業の部分として670万円を削減した内容と併せて提出しているものであります。

なお、第2表の債務負担行為補正においても2,100万円、これについては白紙という形で提出をさせていただきます。

なお、今回の内容については、現在の地方分権における地方自治の観点から、議会の使命とは、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することであり、また、行財政の運営や事業の実施が全て適法、適切に、しかも公正かつ効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視する立場であります。今回の修正案についても、予算自体を止めるものではなく、引継ぎに要する費用を全て否定するものでもございません。適切な行財政を図る上で再度精査をしていただき、補正予算に提出すべきではないでしょうか。

良識ある議員各位において、議員の使命と責務の上、御賛同いただきますことを提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中山 哲君） これをもって提出者からの趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより修正案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 修正案に質問させていただきます。

今、提出者から、結論から言いますと、670万円は減額した修正案の提出内容でございますが、その670万円を減額した一番分かりやすい根拠はどういうことなのか。

また、この認定こども園というのは皆さん御存じのとおり、ゼロ歳から5歳まで、官から民に移るという色麻町始まって以来の新しい事業でございますので、大変デリケートな部分だというふうに私は理解しております。

そういった中で、提出者は670万円の減をして、2,100万円の認定こども園円滑化事業補助金の債務負担行為を白紙にするというお話でありましたが、その根拠を詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 山田議員にお伝えいたします。

今回のこの算出根拠ということでございますので、午前中、各議員よりいろいろ質疑がございました。今回について、引継ぎ事項、今回の670万円については、その部分が一番多いと思っております。これについて、的確な指標となる明確な答えを執行部からいた

だいてないものですから、あくまでもスムーズに移行したいという1点だけで、それに対して町における将来的負担、また負担比率、そういった部分を今後どのように見ていきながら行財政を運営を図っていくのか。今後また、プロポにおける当初の考えから逸脱してる部分が多々あると思われます。

そういった部分を加味しながら、今回、私はここで修正案を提示させていただいた。あくまで給与の査定の根拠は見つかっておりません。あくまでも町は、提案された内容に同意したというだけの答弁の一边倒でございましたので、果たしてそれが適正かどうか分かりかねる部分がありますので、そういった部分を加味して、今回はここに提案をする。

なおかつ、当初の企画提案書にも、この部分は明確になっておりません。それを踏まえて、私どもに提案されていない部分を今回このような形で提案し、なお、昨日、おとといと保護者に対する説明会、あたかも決まったような文面が出ている。そういうことも加味すると、二元代表制としての議会の立ち位置、しっかりと示さなくてはいけないかということで、今回このような形で提出させてもらいました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） じゃあ、しからば提出者にまた再度質問させていただきますが、今どこの自治体でも少子高齢化というのは、これほどこの自治体でも大問題というか、問題化されております。そういった場合、本町においても少子高齢化に今後、子供が少ない、そういった中での認定こども園をこれから始めようとする場合、今度の社会福祉法人みらいさんは民間ですから、やはり官でやれなかったことを町でやっていただく、また違う民間の方々の考え方でこれからやっていただくんですが、ただ、私からすれば、将来、色麻町を担う子供たちのために、ある程度の先行投資という言葉を使っていいのかわかりませんが、やっぱり色麻町の将来を託す子供たちをゼロ歳から5歳まで同じくくりの中で、教育、幼児を受けるということではございますから、ある程度の投資は必要ではないかと。

それから、1年と6か月職員を派遣していただいて、その方々に対して執行部では、その手当を出す予算だということの内容でございましたが、皆さん御存じのとおり、我が町は、去年は特に雪の多いこの色麻町でございますから、冬期間どういうふうな子供たちの幼児教育なり、その環境なりを社会福祉法人みらいの方にうまく安全に引き継いでいただくためには・・・を、そういうの経験もさせていただくということも、多分、執行部ではそういう考えもあって、1年6か月という期間を見たのではないかと。

それから、過般、質問の中で事例を発表した方おります。1年間のその期間は必要だと。けども、そこは全部地方じゃないんですね、関東エリアとか、そういう人口密度の高いところの例を挙げて説明された方おりましたけども、私はこういう人口がどんどん減ってく町では、やっぱり行政には。

○議長（中山 哲君） 山田議員、原案に対する質疑を行ってください。

○11番（山田康雄君） それで、その670万円を減額する根拠は当たらないと思いますので、再度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 山田議員にお伝えします。

山田議員の言わんとしてることも一理は分かりかねます。ただ、本町における行財政運営を監視する立場、議会として、それをどのように果たすかということが、ここに根拠が今回あると思われまます。

提案者のほうは1年6か月、通しで4人、週5日ですか。今、山田議員のお言葉を借りれば、冬期間だけでもよろしいのではないかと。それでもやりくりはできるのかなという気はしております。なぜここを1年6か月を通すか、そのスケジュール、また、工程に対する仕組み、進め方、一切そういう部分が明確に数字、書面、形がなく、具現化したものが一切出ていない。このことについて御理解できないということで私はここで修正案を提出したと。明確な答えをいただいて、納得できれば私も出しません。そういった部分が出ていない。

また、当初プロポの中、再三、先ほど言ってます。企画提案書の合同保育についての趣旨、考え方、これについてもしっかりと、この金額は載っておりません。なぜ今回ここにこういう金額をいきなり出てきたのか。それこそ全協において出す前に、もう少し早めに詳細について根拠を示して考えていただきたかったなということを書いて、話をしたい。

また、町長が再三、軽微、微調整、曖昧模糊の形容詞を使って私どもに説明をしております。あくまでも明確な数字、根拠を示していただければ議会はジャッジできない。批判も要否もできない。それを分かっている方がそのような言葉を使われていると。それについて甚だ疑問視を持って、私はここに修正案として出させていただきました。そういうことで御理解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 議長にお叱りを受けるかもしれませんが、提出者にお聞きするんですが、官から民に公募して、プロポーザルで果たして受けてくれる方がいるのかなといったときに、受けていただいたと。この方、この社会福祉法人みらいに、執行部としていかにして、先ほどの話の繰り返しになりますけども、いかにして安心と安全にその引継ぎしていただくためには、行政はある程度の投資は必要、やむを得ないんだというふうな説明で私は聞いてましたので、私は提出者とは幾ら議論しても意見の相違ということで、一応ここで止めさせていただきますけども、私はあくまでも提出者とは意見は混じ合わないということ、議長に叱られますけども、そういうことで質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 山田議員にお答えいたします。

あくまで今回は1社だけの入札ではございません。2社の中でプロポをして、選定審

査委員会なる場所で点数をつけて決められたと聞いております。ですから、みらいさんだけが今回来られたわけではございません。そういった部分を加味して、よりよい内容を今回は選んだんだと私ども議会が評価して認可したと。要はここで、まあ事業として認めたという部分はあるわけです。ただ、その認めた内容から逸脱した内容が多々見受けられるものですから、そこを明確に出していただきたいということで、私は今回この修正案という部分で提出した次第でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。5番河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） では、質疑をさせていただきます。

今回、670万円の減だということでして、相原議員においては、じゃあ1年という考えでいるのか。その考えをまずお聞きしたいのと、1年半ではなくて1年でいいのかという考えなのかというのをお聞きしたいのと、全員協議会の説明で、大郷町がこども園に移行したときに1年間やりましたよと。それで、現場の声を聞いて、移行するのが1年では短かったという現場の声を聞いて1年半にしたと聞いてましたが、これ子供たちです、零歳から5歳を預かる大事な時期でして、こういった現場の声を聞いて1年半に設定したのを議会で修正をかけるというのは、大変これ問題のあることをやってるんじゃないかなと私は思うんですが、そこら辺について考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 河野議員にお答えいたします。

まず、1件目の考えはどうなのかという質問でございました。私ども議員は、あくまで執行者の執行権を持っておりません、御存じのとおり。それについてどうのこうのは、ここでは控えさせていただきます。

また、1年半についての考えがどうなんだということがありました。執行部からこの1年半のスケジュール、工程、4人をここに配置してどのような動きになるか、そういった部分が明確に示されていないことについてどうなんだということで質疑を再三させてもらっております。あくまでその部分が明確に出てるのであれば、私はこのような修正案は出さなかったと思います。その点で御理解をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） まあ、じゃあもう一点いきますが、これ今回ですね、認定こども園に係る保護者説明会が7月11と12、2日間行われましたが、こういった説明をした後に、議会でこういった修正案を出すというのは、保護者の方々に対して不信感を抱くことを議会がやってるんじゃないかと私はちょっと思うんですが、そこら辺は特に問題ないと思っておりますか。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 河野議員にお答えいたします。

議会はあくまで提案された内容について審議をする場所ということで、ジャッジをし

て、批判して、監視をして、その提案前に、あたかもフライングのように執行部が1年6か月、今年の10月から実施しますよというような書面を出されたことが、いかんせん、この保護者に対して困惑を招く元凶ではなかったのかなと。もし、やるのであれば、このような計画をしておりますという文言にとどめておくこともできたのではないかなと。そういった、やっぱ配慮のなさ、やっぱり議会に対しての考えがちょっとどうなのかなということも加味して、今回こういう形で提出させてもらっております。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） では、今回、認定こども園を造るに当たって、本来、もしかしたら来ないかもしれないという可能性の中で、手を挙げてくれた法人の方が社会福祉法人みらいさん、ほかにもありましたが、手を挙げてくださったと。そうした中で、今後こういった修正が出されると、信頼関係にもつながってくると思いますが、そこら辺は問題ないかなと、問題ないと思って出してるのか。大変これは私は信頼関係を損なう可能性があるものだと思うんですが、問題ないと思っているのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 河野議員にお答えいたします。

あくまでも官と民の考えの違いがここにあると思います。町長が先ほどから言われているとおり、あくまでも官でできないことを民にお願いする。民はそれで対応できるような守備位置を持たれてると。そこに責任、信頼関係がなくなるって話はおかしい話ではないかな。あくまでもお互い、言い分、言い分の中で言い分を言って、お互い納得して決めるべきではないのかなと。言われたから、はい、分かりました。何か子供人質に取られたような話では私はないと思います。あくまでも是々非々、予算を効率的、効果的に使うことを考え、町民の皆様の裨益になるように考えていただくことが予算編成の在り方の根底ではないかなと。そういった部分についての説明が一切なく、また、将来の子供たちのことを考えれば、将来負担比率、これをどのように見ていくのか。提案された内容、これからまだまだ出てきた際に、じゃあ全てそれをうのみにしてやっていくのか、そういった問題もございます。

やっぱり是々非々でそこは判断し、議会にしっかりとお示しをいただいて、議会がそれをしっかりとジャッジをする。それが本来の行政の在り方ではないかなということで、今回のこの円滑事業については、修正案ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、提案者の相原議員に質問いたします。提案の質疑だね。

提案の内容をお伺いしておりますと、あくまでも私は部分修正だと理解してるんですよ。予算そのものを否決するのではなくて、あくまでも部分修正であると。そういう説明を一生懸命されてたように思うんですが、それでまずよろしいのかどうかですね。

それと、さらに相原議員も説明の中でおっしゃられておりましたが、この約束、本来の約束を最初にほごにしてきたのは多分あの業者だと思うんですよ。それで、その変更

を加えるに当たってね、相原議員は多分、多分ですよ、そういう変更があるのであれば、例えば約束を守れなくなるとすれば、そのことは率直に議会、町民を代表する議会に率直にお知らせして、そして、そこで結果、結論を収れんさせていくという努力が必要だという話を午前中からされてたように私は思ってるんですが、それでよろしいのかどうか、この2点をまずお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 天野議員にお伝えいたします。

天野議員の質問に対して、そのとおりでございます。再三、提案理由にもありましたように、今回の修正案は予算自体を止めるものではない。また、引継ぎに要する経費を全て止めるものではございません。ここの一部、部分修正ということで提案をさせてもらっております。

なお、町におけるこの税金、今回のこの2,100万円、今回は670万円です。これをやっぱり町民の皆さんの税金を基にして有効に裨益になるように使っていただきたい。それを議会でジャッジしていただきたいというのが普通の考えではないかなということも加味して、再三、修正案として提出させていただいた次第でございます。

以上で。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） とすると、本来の趣旨には賛同しながらも、さらに、よりよくしていくために部分的な修正を加えていきたいというのがその一つだったわけですね。

それともう一つ、今後の議会、また、町執行部の在り方として、契約に対する本来の町と議会との関わり、本来の姿に戻したいという、そういう意図があったと私は理解してるのですが、それでよろしいのかどうか、その点もお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 天野議員にお伝えいたします。

全くそのとおりでございます。今回については、事業の一部補正、ここについて670万円の削除、それ以外の部分については、事業については問題なく進めていただきたい。そういった形で今回提案させてもらっておりますので、その点で御理解いただければと思います。

○議長（中山 哲君） それでよろしいですか。（「結構です」の声あり）ほかに質疑ございませんか。大内直子議員。

○1番（大内直子君） 引継ぎを1年半じゃなくて、引継ぎは1年で十分であるという、そういう考えということでもいいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私個人的には何年、何か月という話ではなく、あくまで提案者のほうから提出されたものについてジャッジをしたいと。ただ今回、1年6か月という提案が出てきて、これに対するスケジュール感が一切ないものですから、それについてどうなんだと。根拠なきものに対して予算をつけて、12番議員が言われましたけども、概

算見積り、設計もないところにただお金がぼんとある。その算出根拠は何なんだと。そういった曖昧模糊のことについて、議会がジャッジできるかどうか。また、町民にそれを聞かれて、町民の裨益になるのか。そういったことを加味して、今回はその一部修正、この円滑化事業については出ささせていただいた次第でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 2月の全協の資料の中で、引継ぎに関しては令和4年の4月1日から令和6年の3月31日ということで2年間になっていて、それを1年半に縮めたということなのかと思うんですけども、引継ぎというのは、例えば小学生、中学生と違って、小さい子っていうのは、例えば人見知りをする子とか、人見知りをすると、心許せる人いないと御飯も食べてもらえないということもあるっていうことも聞いたことあるんですが、例えば保育所に行くと、この頃最近、発達障害のお子さんもたくさん増えてきて、本当に一人一人きちんと見ていかないと、とても対応が大変な状況があるという話も聞いていて、やはり引継ぎに時間をかけるというのは大事な事かなあという気もするんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 大内議員にお答えいたします。

私、執行部の提案者ではございませんけど、あえて提案するというのであれば、今回の4名をどのように有効的に、じゃあ活用するかという考えに至るかなと。今回の1年6か月の中で、例えば半日半日、2人2人ずつ回して、将来的には民に移行するわけですから、民から来る方をより多く色麻の子供たちと接するような形をつくるような方向を取ったらよろしいんじゃないかな。特定の4名という数字がここに出てきて、週5、朝から晩までなのかどうか分かりませんが、そういった形を今回提案なされたんじゃないかなと。

そういった中で、それを子供たちとの効果、あとは安心して信頼のおける事業形態をどのように図るか。そういった部分については一切説明がないものですから、もっとそれを詳しく説明して、具現化していただきたかったなということを今回の修正動議として変えさせていただいた次第です。

別にこれに反対ではございません。再度精査して、いま一度議会に、町民の裨益になるようなものとして提案をしていただきたいということを念頭に置いて、修正案として提出した次第でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。

最初に、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）の原案に賛成の発

言を許します。山田康雄議員。

〔11番 山田康雄君 登壇〕

○11番（山田康雄君） 原案に賛成討論させていただきます。

私は午前中から、るる議員の質疑なり執行部の答弁をお聞きいたしまして、私なりに賛成討論させていただきます。

私は先ほど質疑の中にも申しましたとおり、ゼロ歳、生後6か月から5歳までの乳幼児、幼稚園、これを認定こども園として我が町で初めて、この官から民に取り入れるといった中で、果たして民間が手を挙げてくれるものなのかなという、私は最初の執行部の提案のときには大変悩みましたというのを、大丈夫なのかなといったような中で、聞いてみますと、2社が手を挙げていただいたと。要するに、我が町に認定こども園をやってあげましようといった中で、社会福祉法人みらい様が大郷町で実績があるという法人でございます。そこに関係者の職員が研修に行ったということもお話を聞きまして、やはり色麻町は、この官から民に移るといふうに今決まりましたけども、その中で先ほどお話し申し上げましたけども、1年6か月という期間が、先ほど来、670万円の減額をすべきだというお話でございますが、私は逆に、今、子供が健康で生まれればいいんですが、そうでない心身に障害を持った子供たちもゼロ歳からその認定こども園で預かることとなりますので、やっぱり先ほど来出てきました、人見知りというんですか、やっぱり先生が代わったりしますと、子供ってなかなかなじまないものではないかなというふうに思います。

そういった中で私は1年6か月、要するに670万円が無駄だと言わんばかりの先ほどの発言でございますが、私は670万円が果たして色麻町に先行投資する金額として、これは無駄でなく、むしろ投資だと。色麻町の将来を担う子供たちを育成するためには、逆に670万円では安いくらいじゃないかなというふうに私自身は思いますので、大変粗辞になりますけれども、執行部の原案に反対をします。

○議長（中山 哲君） 賛成でしょう。

○11番（山田康雄君） 賛成をいたします。大変失礼します。賛成をいたします。執行部原案に賛成をいたします。どうも失礼いたしました。

○議長（中山 哲君） 次に、原案に反対の発言を許します。3番相原和洋議員、登壇して。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） このたび執行部の原案に対する反対意見を申したいと思います。

先ほど修正案を提出した事案でございます。再三申し上げております。私も議会は、町の行政における、適正な行政に対する効果、成果を問いながらジャッジをし、その中身を町民に裨益にもたらず、また、生命の安心・安全を担保する立場でございます。

先ほど執行部の町長より、将来ある子供たち、少子高齢化という中、私も子供のことについては、やっぱり考えさせられる部分あります。ただ、答弁の中に今回、当初よりもかなり狭く、またコロナ禍の中、果たして密にならないのかどうか、そういった部分を

どのように対処していくのか。そういった考えも提示されず、微調整という言葉、また、軽微で、法定面積で確保してるからいい、そのような根拠なき提案をされております。

あくまでも予算は数字が出ております。その数字が、費用対効果という言葉はあまり使いたくはございませんが、町民の裨益に最大限になるものはどういうものなのか。しっかりとそこを提示していただいて、議会が議論すべきではないのかなと思っております。

今回の提案については、その提案理由がしっかりと示されず、質疑に対しても、しっかりとした答弁がいただいてもない。そういった部分について、今回の補正予算については反対の意見として代えさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） それでは私のほうから、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）の修正動議に賛成の立場から討論させていただきます。

本定例会7月会議に提出されている予算は、令和6年4月開園予定の認定こども園開設へ向けた引継ぎ業務の円滑に進めるとの趣旨から、債務負担行為補正として認定こども園開園円滑化事業費補助金2,100万円が計上されております。

午前中の質疑の中でもありましたけれども、2,100万円の内訳は、保育所及び幼稚園業務、公募により選定された社会福祉法人みらいに引き継ぐため、令和4年10月1日から令和6年3月31日までの1年6か月間、法人が色麻町に職員を派遣し、本町の施設で本町職員と合同で保育するための人件費を本町が負担することとして、補助金として交付するものでございます。

質疑の中でもございましたけれども、補助金算出の基礎となる派遣職員の月額給与は職種によって異なりますけれども、27万5,000円、26万5,000円、21万円となっており、この金額については、社会福祉法人みらいさんから示された金額と回答されております。

また、この補助金交付に伴う補助金交付要綱等については、まだ未整備ということで、本来であれば議案提案時に補助金交付要綱案等もお示しし、補助金基準額、どのような基準額で算定し、補助金を出そうとするのか。質疑の中での答弁によりますと、あくまでもみらいさんから示された額を計上したんだと。そうしますと、町の自主性といえますか、その辺が見えないというふうに思います。

町は1年6か月という引継ぎ期間をお示しされましたけれども、その1年6か月の詳細なタイムスケジュールもまだ示されないと。社会福祉法人みらいさんに決定してから、間もなく半年になろうとしております。そうした中で、本当に重要と考えている引継ぎ事項のタイムスケジュールすら出せないというような状況下では、やはり今後の、逆にこちらから引継ぎが円滑に進むのかというふうに懸念をしております。

保育所の民間への移行は、全国各地で進められております。円滑に業務を引き継ぐため、様々な手法で引継ぎが行われております。先行している自治体の事例を拝見しますと、やはり引継ぎ業務のタイムスケジュールというのは、あらかじめプロポーザルの時

点で町が応募事業者のほうに示し、それに沿って提案していただくというのが基本だと思います。そのプロポーザル時点でも、その引継ぎ業務のスケジュールもなく、ここに来て、この引継ぎ業務に関わる経費2,100万円の予算化を求めるというのも、やはりこのプロポーザル方式の在り方も疑問を抱くところでございます。

また、この派遣職員の給与の単価でございますけれども、これもやはり先ほども申しましたけれども、本来であれば補助金を交付する町が様々な自治体の事例を参考にして決定し、議会あるいは町民のほうに示すべきだと思いますけれども、向こうの法人から示された額をそのまま計上するというようなのはいかがなものかと考えております。

引継ぎ業務は当然重要な事業でございます。町としても重要ですし、業務を引き継ぐ法人のほうにとっても、やはりこの引継ぎというのは欠かせない業務でございます。その業務をあるということを知って手を挙げたわけですから、そこで町がこの人件費相当分1年6か月分を全て負担するというのも、やはり貴重な財源を預かっている町として、町民のほうにお示しができないのかなというふうに考えます。

このように、保育所等の民間への移行を先行している、実施されている自治体の事例も様々あります。今回、補正予算に計上している補助金は、そのような自治体の事例をやはり勘案しながら、圧縮して実施しても円滑な事務は引き継げるものと考えております。

やはり先行している自治体は様々な事例を持っていると思います。その辺もやっぱり事例と見比べて提案し、示していただきたいものだなというふうに考えたところでございます。

民間への移行後においても、現在町で実施している保育と幼児教育の質を落とさず、さらに向上させるために引継ぎ業務は当然必要なものでございます。引継ぎに要する経費を全て否定するものではございません。厳しい町の財政を考えると、今回の計画は一旦白紙に戻して、再度精査の上、補正予算を提案すべきと考え、修正動議に賛同するものでございます。

なお、この修正動議は認定こども園開設に向けた引継ぎ期間とその内容を見直すことにより、補助金の削減を図ることを町執行部に促すものでございます。修正動議が可決されたとしても、認定こども園整備事業に決して遅れを生じさせるものではないというふうに、改めて申し述べさせていただきたいと思っております。

以上、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）の修正動議に対する賛成討論といたします。議員諸公の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） 討論を行います。

認定こども園ですが、これは幼保一元化問題とあって、古くて新しい問題です。今までいろいろ変遷を重ねてきました。議論の中で公設公営、公設民営あるいは民設民営、

建設の場所の選定についても多くの意見がありました。

町の財政は厳しいものがあり、将来の負担を考えて町長は民設民営を選び、建設地も旧清水小学校跡、現在の色麻幼稚園に決定。プロポーザルにより社会福祉法人みらいを設置運営事業者と定めて、令和6年4月開設を目標に進めてまいりました。

今回、問題となっている認定こども園開園円滑化事業は、1年半職員を派遣していただくことに対する負担ですが、町長は子供たちに対する投資であると、当然な考えを表明しています。ようやくここまで進んできたこの問題、しっかりとした内容で推進していただき、将来の子供たちにとって、よりよい認定こども園を造っていただきたい。

さらに、このみらいさんとの信頼関係を築く上でも、そして何よりこの事業を進めていく上でも、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり通すべきだというふうに思います。

以上、申し上げ、議員各位には御賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） 今回の予算の原案に賛成の討論をいたします。

今回の補正予算については、各議員から様々な質問がありました。プロポーザルにもいろんな御意見があって、そのプロポーザルの進め方に沿ったことについても、多々疑問点がありました。その疑問点に対して、執行部においては真摯に対応することも非常に大事であります。よく精査して、この事業を行っていただかなければなりません。このことを申し添えて、原案に賛成の討論をいたします。

今回の一般会計補正予算は、認定こども園開園円滑化事業の予算も含めた予算であります。その内容は、認定こども園を運営する法人から職員を派遣していただき、認定こども園の施設を利用する園児、入所児童及び家庭環境等に関する情報の把握や、本町の地域性、気候の特性などの把握、認定こども園に引き継ぐ備品類の検討、小学校との連携方法の検討、そして、町との連携方法の検討を行うという内容であります。その中でも一番重要なのが、施設を利用する園児、入所児童及び家庭環境に関する情報の把握だと私は考えます。

そして、法人職員が現在の幼稚園、保育所での合同保育をすることによって、現在行っている我が町の就学前の幼児教育、保育、子育て支援のノウハウも把握することができるものと考えます。

これらのことによって、子供を預ける保護者の理解と安心感が深まるとともに、より良質な育成環境が整うこと、そのことによってスムーズに認定こども園に移行できて、開園できるものと考えます。そして、保護者の安心感や、スムーズに認定こども園に移行して開園できるということは、それ以上に勝るものではありません。

よって、この今回の補正予算について、原案に対して賛成の討論といたします。
以上です。

- 議長（中山 哲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）
次に、修正案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）
ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） これをもって討論を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は、電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は、反対とみなします。
それでは、採決いたします。

最初に、本案に対する3番相原和洋議員ほか1名から提出されました修正案に賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それでは、ボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

- 議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、決定いたします。

〔電子採決システムにより確定〕

- 議長（中山 哲君） 賛成少数です。よって、修正案は否決されました。

〔賛成4名：2番佐藤 忍君、3番相原和洋君、10番天野秀実君、12番福田 弘君〕

〔反対7名：1番大内直子君、4番白井幸吉君、5番河野 諭君、6番小川一男君、7番佐藤貞善君、9番今野公勇君、11番山田康雄君〕

- 議長（中山 哲君） 次に、原案について採決いたします。採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は、反対とみなします。
それでは、採決いたします。

本案は原案に賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それでは、ボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

- 議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認めます。なしと確定します。

賛成多数です。よって、議案第47号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

〔賛成 7 名： 1 番大内直子君、 4 番白井幸吉君、 5 番河野 諭君、 6 番小川一男君、
7 番佐藤貞善君、 9 番今野公勇君、 11 番山田康雄君〕

〔反対 4 名： 2 番佐藤 忍君、 3 番相原和洋君、 10 番天野秀実君、 12 番福田 弘君〕

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和 4 年色麻町議会定例会 7 月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日 7 月 14 日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日 7 月 14 日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 4 時 1 5 分 散会
